



第93回 定時株主総会 招集ご通知

INDEX

■ 第93回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	4
■ 事業報告	20
■ 連結計算書類	49
■ 計算書類	52
■ 監査報告書	55

開催日時	平成28年6月29日（水曜日） 午前10時 受付開始 午前9時
開催場所	東京都中央区京橋一丁目7番1号 TODA BUILDING 7階 TKP東京駅八重洲カンファレンス センター ホール7C
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役11名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 取締役等に対する業績 連動型株式報酬等の額 および内容決定の件

戸田建設株式会社

株主の皆様へ

第93回定時株主総会を6月29日（水）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

また、2015年度の概況と今後の取り組みについて、ご報告申し上げますので、ご高覧下さい。

平成28年6月
代表取締役社長

今井雅則



“喜び”を実現する
企業グループへ

目次

■ 第93回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	4
第93回定時株主総会招集ご通知添付書類	
■ 事業報告	20
■ 連結計算書類	49
■ 計算書類	52
■ 監査報告書	55

株主各位

東京都中央区京橋一丁目7番1号
戸田建設株式会社
代表取締役社長 今井 雅則

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 日 時 | 平成28年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2 場 所 | 東京都中央区京橋一丁目7番1号
TODA BUILDING 7階 TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター ホール7C |
| 3 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告および連結計算書類ならびにその監査結果報告の件
2. 第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件 |

以 上

- (1) 当日ご出席の際はお手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 株主総会招集ご通知添付書類の、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toda.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。
- なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- (3) 株主総会参考書類および添付書類を修正するが生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toda.co.jp/ir/>）に掲載いたします。

議決権行使のご案内

当社では、書面（議決権行使書用紙）により議決権をご行使いただくことができますので、ご案内申し上げます。



株主総会への出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。



書面(議決権行使書用紙)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、
平成**28年6月28日**(火曜日) **午後5時30分**までに
到着するようご返送ください。

なお、各議案につきまして賛否のご表示がない場合は、
賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的な安定配当の実施と、競争力および財務体質の強化に不可欠な内部留保の確保を勘案の上、業績および経営環境に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

また、当社は、安定的な収益を確保する目的で、東京都中央区京橋一丁目7番地における開発事業への投資を計画しております。本計画は、当社本社ビルを事務所、店舗、文化施設等を備えた大規模ビルへ建替えるものです。かねてより隣接街区と共同で都市再生特別措置法に基づく都市再生特別地区の都市計画提案を行っておりましたが、平成28年3月7日東京都において都市計画決定がなされました。

この決定を以て当社は本計画を具体化する段階に移行し、平成35年度の開発区域全体の完成を目指してまいります。

建替えにあたっては、500億円を超える多額の建設資金及び仮移転等の諸費用が必要となります。これら資金需要に対しましては、外部からの借入を抑制し、自己資本の中で建設積立金を極力積み立てる方針であります。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては下記のとおりとさせていただきます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 10円 総額 3,070,954,760円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 15,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

建設積立金 15,000,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役11名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	いまい まさのり 今井 雅則	再任 新任 社外取締役候補者	代表取締役社長・執行役員社長 人財戦略室長	100.0% (19 / 19回)
2	きくたに ゆうし 鞠谷 祐士	再任 新任 社外取締役候補者	代表取締役専務執行役員 管理本部長	100.0% (19 / 19回)
3	あきば しゅんいち 秋場 俊一	再任 新任 社外取締役候補者	代表取締役専務執行役員 土木本部長	100.0% (19 / 19回)
4	みやざき ひろゆき 宮崎 博之	再任 新任 社外取締役候補者	代表取締役専務執行役員 建築本部長	94.7% (18 / 19回)
5	とだ もりみち 戸田 守道	再任 新任 社外取締役候補者	取締役専務執行役員 価値創造推進室長	100.0% (19 / 19回)
6	はやかわ まこと 早川 誠	再任 新任 社外取締役候補者	取締役常務執行役員 建築工事統轄部長・安全管理統轄部長	94.7% (18 / 19回)
7	にしざわ ゆたか 西澤 豊	再任 新任 社外取締役候補者	取締役常務執行役員 建築営業統轄部長	100.0% (19 / 19回)
8	おおとも としひろ 大友 敏弘	再任 新任 社外取締役候補者	取締役常務執行役員 総務部長・リスクマネジメント室長	94.7% (18 / 19回)
9	うえくさ ひろし 植草 弘	再任 新任 社外取締役候補者	取締役常務執行役員 土木営業統轄部長	100.0% (19 / 19回)
10	しもむら せつひろ 下村 節宏	再任 新任 社外取締役候補者	社外取締役	100.0% (19 / 19回)
11	あみや しゅんすけ 網谷 駿介	再任 新任 社外取締役候補者	社外取締役	100.0% (19 / 19回)

候補者番号

1

いま い まさ のり
今井 雅則

再任

生年月日 / 昭和27年7月21日生
所有する当社の株式数 / 9,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年 4月	当社に入社	平成25年 3月	当社建築本部執務
平成13年10月	当社大阪支店京滋建築総合営業所長	平成25年 4月	当社執行役員副社長
平成16年 2月	当社大阪支店支店次長（建築営業担当）	平成25年 6月	当社代表取締役社長（現任） 当社執行役員社長（現任）
平成17年 4月	当社大阪支店副店長（建築営業担当）	平成26年 3月	当社人財戦略室長（現任）
平成19年 2月	当社大阪支店副店長（建築担当）		
平成20年 4月	当社執行役員		
平成21年 8月	当社大阪支店長 当社常務執行役員		

取締役候補者 とした理由

今井雅則氏は、代表取締役社長に就任以来、戸田建設グループ グローバルビジョンを掲げ、喜びを実現する企業グループを目指し新中期経営計画の推進を指揮してまいりました。全てのステークホルダーを意識した経営の監督と執行を通じて、当社グループの持続的成長につなげるべく、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

きく たに ゆう し
鞠谷 祐士

再任

生年月日 / 昭和29年2月6日生
所有する当社の株式数 / 12,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年 4月	当社に入社	平成23年 4月	当社常務執行役員
平成13年 2月	当社建築企画室長	平成24年 3月	当社管理本部長（現任）
平成19年 4月	当社執行役員 当社総合企画部長	平成24年 4月	当社専務執行役員（現任）
平成23年 3月	当社総合企画室長	平成24年 6月	当社代表取締役（現任）

取締役候補者 とした理由

鞠谷祐士氏は、長年にわたり企画部門を担当、それに加え人事・財務部門等を所管する管理本部の責任者を務めるなど、経営及び人事・財務の豊富な経験・実績を有しており、当社グループ経営の推進及び業務効率化の推進に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

あき ば しゅん いち
秋 場 俊 一

再任

生年月日 / 昭和24年12月29日生

所有する当社の株式数 / 4,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和49年 4月	当社に入社	平成22年 4月	当社執行役員
平成14年 2月	当社東京支店営業第3部長 (土木)	平成22年 9月	当社東京支店副店長 (土木担当)
平成18年 4月	当社東京支店土木技術部長	平成23年12月	当社土木営業統轄部長
平成19年 3月	当社関東支店土木営業部長	平成24年 4月	当社常務執行役員
平成20年 3月	当社関東支店支店次長 (土木担当)	平成26年 3月	当社土木本部長 (現任)
平成21年12月	当社土木営業統轄部長 (兼) 土木営業第2部長	平成26年 4月	当社専務執行役員 (現任)
		平成26年 6月	当社代表取締役 (現任)

取締役候補者
とした理由

秋場俊一氏は、長年にわたり土木工事部門及び土木営業部門の責任者を務め、当社土木事業における豊富な経験と実績を有しており、これまで土木本部長として当社の土木事業を統轄してきた実績を踏まえ、今後の当社土木事業の持続的成長への基盤づくりに適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

みや ざき ひろ ゆき
宮 崎 博 之

再任

生年月日 / 昭和28年12月20日生

所有する当社の株式数 / 6,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和51年 4月	当社に入社	平成24年 3月	当社九州支店長
平成17年 4月	当社東京支店建築部長	平成27年 3月	当社建築本部長 (現任)
平成19年 4月	当社建築工務部長	平成27年 4月	当社専務執行役員 (現任)
平成22年 4月	当社執行役員	平成27年 6月	当社代表取締役 (現任)

取締役候補者
とした理由

宮崎博之氏は、長年にわたり建築工事部門の責任者を務め、建築分野における豊富な経験と実績を有しており、これまで建築本部長として当社の建築事業を統轄してきた実績を踏まえ、今後の建築部門の持続的成長への基盤づくりに適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

と だ もり みち
戸 田 守 道

再任

生年月日 / 昭和32年3月1日生

所有する当社の株式数 / 3,018,540株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月	当社に入社	平成17年 6月	当社代表取締役 当社執行役員副社長
平成 6年 6月	当社取締役	平成19年 6月	当社監査役
平成 7年 5月	当社東京支店副店長（土木担当）	平成26年 6月	当社取締役（現任） 当社専務執行役員（現任） 当社価値創造推進室長（現任）
平成 8年 6月	当社常務取締役		
平成10年 7月	当社東京支店長		
平成12年 6月	当社専務取締役		
平成15年 6月	当社代表取締役副社長 当社建築本部長 （兼）建築営業統轄部長		

取締役候補者 とした理由

戸田守道氏は、長年にわたり建築・土木両部門の営業及び工事の統轄責任者を経験し、平成19年からは監査役として当社取締役の職務執行の監査を行った経験を有しております。
また、平成26年からは価値創造推進室を所管し、当社の持続的成長への基盤づくりを指揮しており、その実績を踏まえ引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

は や か わ まこと
早 川 誠

再任

生年月日 / 昭和26年7月4日生

所有する当社の株式数 / 4,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和50年 4月	当社に入社	平成24年 3月	当社建築工務部長
平成16年 6月	当社名古屋支店建築部長	平成24年 4月	当社執行役員
平成18年 4月	当社東京支店建築工務部長	平成25年 3月	当社建築工事統轄部長（現任）
平成19年 9月	当社東京支店建築工務部長	平成25年 4月	当社常務執行役員（現任）
平成21年 3月	当社東京支店支店次長 （建築施工、建築技術営業担当）	平成25年 6月	当社取締役（現任）
		平成27年 9月	当社安全管理統轄部長（現任）

取締役候補者 とした理由

早川 誠氏は、長年にわたり建築工事部門の責任者を務め、建築分野における豊富な経験と実績を有しており、これまで建築工事統轄部長として当社の建築工事部門を統轄してきた実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

にし ざわ
西澤ゆたか
豊

再任

生年月日 / 昭和25年9月22日生

所有する当社の株式数 / 10,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成12年 6月	(株)東京三菱銀行 (現株)三菱東京UFJ銀行) 取締役	平成23年 7月	当社常務執行役員 (現任) 当社建築本部執務
平成15年 6月	同行常勤監査役	平成25年 6月	当社取締役 (現任)
平成17年 6月	三菱製鋼(株)代表取締役 常務取締役	平成26年 3月	当社建築営業統轄部長 (現任)

取締役候補者
とした理由

西澤 豊氏は、大手金融機関の取締役及び他の事業会社の代表取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と実績を有しており、これまで当社の建築営業部門を統轄してきた実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

おお とも とし ひろ
大友 敏弘

再任

生年月日 / 昭和30年5月16日生

所有する当社の株式数 / 16,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年 4月	当社に入社	平成26年 3月	当社リスクマネジメント室長 (現任)
平成15年10月	当社法務部長	平成26年 4月	当社常務執行役員 (現任)
平成23年 3月	当社総務部長 (現任)	平成26年 6月	当社取締役 (現任)
平成23年 4月	当社執行役員		

取締役候補者
とした理由

大友敏弘氏は、長年にわたり人事・総務部門の責任者を務め、それに加え法務・リスク管理部門を務めるなど、企業経営における管理業務全般に関する経験と実績を有しております。それらの実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

う え く さ
植 草

ひろし
弘

再 任

生年月日 / 昭和34年11月3日生
所有する当社の株式数 / 3,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月	当社に入社	平成24年 4月	当社執行役員
平成20年 3月	当社関東支店土木営業部長	平成26年 3月	当社土木営業統轄部長（現任）
平成22年 3月	当社関東支店支店次長（土木担当）	平成26年 4月	当社常務執行役員（現任）
平成23年12月	当社東京支店副店長（土木担当）	平成26年 6月	当社取締役（現任）

取締役候補者 とした理由

植草 弘氏は、長年にわたり土木営業部門の責任者を務めるなど、土木部門における豊富な経験を有しており、これまで当社の土木営業統轄部長として土木営業部門を統轄してきた実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

10

し も む ら
下 村

せ つ ひ ろ
節 宏

再 任

社外取締役候補者

生年月日 / 昭和20年4月28日生
所有する当社の株式数 / 5,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成13年 6月	三菱電機(株)取締役	平成22年 4月	同社取締役会長
平成15年 4月	同社常務取締役	平成24年 6月	日本原子力発電(株)社外監査役（現任）
平成16年 4月	同社代表執行役、執行役副社長	平成26年 4月	三菱電機(株)取締役相談役
平成18年 4月	同社代表執行役、執行役社長	平成26年 6月	同社相談役（現任）
平成18年 6月	同社取締役、代表執行役、執行役社長	平成26年 6月	当社取締役（現任）

社外取締役 候補者とした 理由

下村節宏氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただくなど、経営を適切に監督していただいております。当社のコーポレート・ガバナンスに資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

11

あみや
網谷しゅんすけ
駿介

再任

社外取締役候補者

生年月日 / 昭和21年6月12日生

所有する当社の株式数 / 1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成10年 7月	日本電信電話(株)理事	平成20年 6月	日本電信電話(株)常勤監査役
平成11年 7月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)取締役	平成24年 6月	(一社) 情報通信設備協会会長
平成14年 6月	同社常務取締役	平成26年 6月	当社取締役 (現任)
平成16年 6月	エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株)代表取締役副社長		

社外取締役候補者とした理由

網谷駿介氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただくなど、経営を適切に監督していただけており、当社のコーポレート・ガバナンスに資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数には、戸田建設役員持株会における各自の持ち分を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 下村節宏、網谷駿介の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は下村節宏、網谷駿介の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届出ております。
4. 下村節宏氏は、当社の取締役に就任してから2年になります。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社は三菱電機(株)との間に建設工事に関する取引がありますが、平成28年3月期における取引金額は当社の受注高の1%未満であります。
5. 網谷駿介氏は、当社の取締役に就任してから2年になります。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社は日本電信電話(株)およびエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)との間に建設工事に関する取引がありますが、平成28年3月期における取引金額は当社の受注高の1%未満であります。
6. 下村節宏氏が執行役および取締役を務めていた三菱電機(株)は、一部の自動車用部品の取引に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成24年11月に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、平成25年9月に米国司法省との間で、罰金を支払うこと等を内容とする司法取引契約を締結しております。また、防衛省等との電子システム事業に係る契約に関し、平成24年1月以降、費用の過大請求を行っていたことが判明し、指名停止処分を受けております。同氏は、執行役および取締役として倫理遵法の徹底につき繰り返し指示し、監査を実施してはいたしましたが、事件の発生を完全に防止することはできませんでした。なお事件発生後には、第三者による調査を徹底するとともに、再発防止策を講じております。
7. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者である下村節宏、網谷駿介の両氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役 野々口悦生氏、鈴木勝利氏、秋草史幸氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役3名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号

1

え び はら けい い ち
海老原 恵一

新任

生年月日 / 昭和25年5月4日生
所有する当社の株式数 / 5,000株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和49年 4月	当社に入社	平成23年 4月	当社執行役員
平成17年 3月	当社財務統轄部経理部長	平成25年 3月	当社執行役員管理本部執務（財務担当）
平成22年 9月	当社財務統轄部長	平成27年 4月	当社常勤顧問（現任）

監査役候補者 とした理由

海老原恵一氏は、経理財務部門の責任者を長く務め、財務・会計に関する高い見識を有しております。また、金融子会社の社長として会社経営にも豊富な経験と実績を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、監査役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

あ だ ち ひ さ と し
安達 久俊

新任

社外監査役候補者

生年月日 / 昭和26年8月7日生
所有する当社の株式数 / 0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

平成12年 7月	(株)東京三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 法人営業部長	平成14年 6月	同行執行役員
平成13年 5月	同行総務室長	平成16年 6月	千歳興産(株)代表取締役社長
		平成20年 6月	三菱レイヨン(株)常勤監査役（現任）

社外監査役 候補者とした 理由

安達久俊氏は、大手金融機関の総務部門の執行責任者を務めた経歴を有しております。また、長く企業の常勤監査役を務めた経験・実績も有しております。それらの豊富な経験と高い見識にもとづき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

まる やま

けい いちろう

丸山 恵一郎

新任

生年月日 / 昭和38年11月27日生

社外監査役候補者

所有する当社の株式数 / 0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|---------------------------------|----------|-------------------|
| 平成10年 4月 | 弁護士登録
名川・岡村法律事務所入所 | 平成21年 5月 | (学)東京音楽大学理事 (現任) |
| 平成12年 7月 | 明治大学キャンパスハラスメント対策
委員会委員 (現任) | 平成26年 4月 | 最高裁判所司法研修所教官 (現任) |
| 平成13年 1月 | 名川・岡村法律事務所副所長 (現任) | | |

社外監査役
候補者とした
理由

丸山恵一郎氏は、弁護士として企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安達久俊、丸山恵一郎の両氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員候補者として届出ております。
3. 安達久俊氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映して頂けるものと判断したものです。丸山恵一郎氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な立場から当社の監査に反映して頂けるものと判断したものです。
4. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者である安達久俊氏および丸山恵一郎氏の選任が承認された場合、当社は安達久俊氏および丸山恵一郎氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」で構成されていますが、新たに、当社の取締役および当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大、株主重視の経営意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。なお、本制度の導入に際し、人事報酬諮問委員会の審議結果をふまえた上で本議案を付議しております。

本議案は、平成17年6月29日開催の第82回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額400百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給することを提案させていただくものです。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役11名選任の件」が原案通り承認可決されますと9名となります。また、上記のとおり、本制度は、当社と委任契約を締結している執行役員も対象としており（現時点で本制度の対象となる取締役を兼務しない当社と委任契約を締結している執行役員は24名）、本制度に基づく報酬には、当社と委任契約を締結している執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が本信託（下記(2)に定義される。）の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、その額および内容を提案するものであります。

本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役および当社と委任契約を締結している執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限	・ 3事業年度を対象として、合計185百万円
取締役等が取得する当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法	・ 上限となる株数は1年当たり140,000株（3年間で420,000株）であり、発行済株式の総数（平成28年3月31日時点）に対する割合は約0.04% ・ 当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定
③業績達成条件の内容	・ 毎事業年度の会社業績（連結売上高、連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益）の目標値に対する達成度に応じて変動
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期	・ 原則として退任時

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、連続する3事業年度（当初は平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計185百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定(本(2)第3段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。)します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社(自己株式処分)から取得します。当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、信託期間中、当社株式

等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計185百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、185百万円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定の期間を定めた上で、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役等が取得する当社株式等の算定方法および上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、毎事業年度の役位および会社業績（連結売上高、連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益）の目標値に対する達成度等に従って付与されるポイントに基づき、定まります。なお、1ポイント=1株とし、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式の数を調整します。

取締役等が付与を受けることができる1年当たりのポイント数の総数の上限は140,000ポイントとします。また、対象期間である3年ごとに本信託により取締役等に交付等が行われる当社株式等の総数は、上記の1年当たりのポイント数の総数の上限の3倍に相当する420,000株を上限とします。この上限交付株数は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、当該ポイントの80%（単元未満株式は切り捨て）の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役等が在任中に死亡した場合、原則としてその時点における累積ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、当該取締役等の相続人が、その換価処分相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

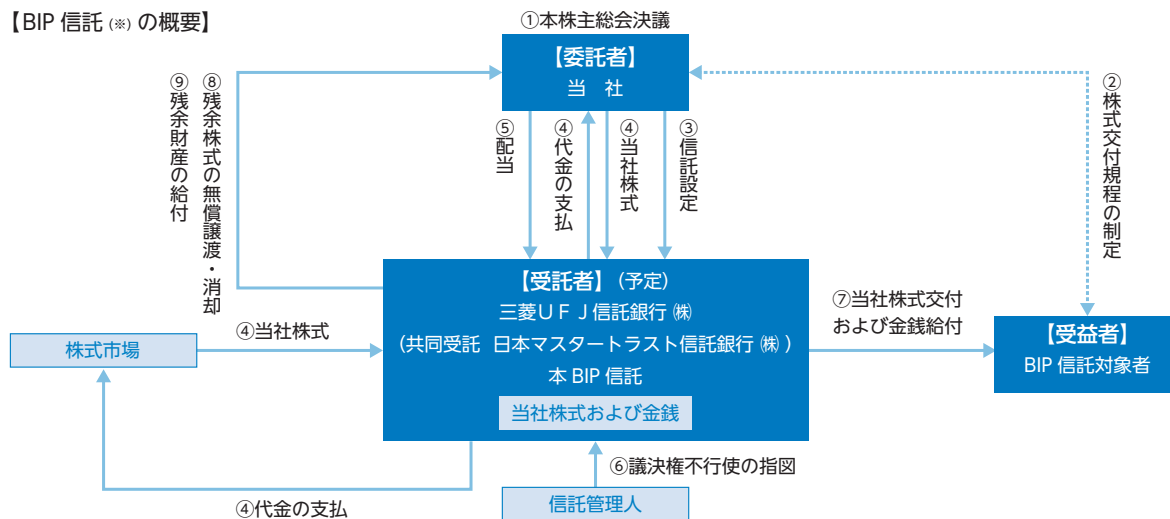
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

なお、本制度の詳細については、「当社取締役および執行役員に対する業績連動型株式付与制度の導入に関するお知らせ」（後記ご参考：平成28年5月13日付プレスリリースの抜粋）をご参照下さい。

(ご参考：平成28年5月13日付プレスリリースの抜粋)

【BIP 信託 (※) の概要】



(※) BIP (Board Incentive Plan) 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブプランです。

- ①当社は、BIP信託の導入に関して本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は、BIP信託の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する当社取締役および当社と委任契約を締結する執行役員（以下「BIP信託対象者」という。）を受益者とする信託（本BIP信託）を設定します。
- ④受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。本BIP信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤本BIP信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本BIP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位および業績達成度等に応じて、BIP信託対象者にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たすBIP信託対象者に対して、当該対象者の退任時に、信託契約の定めに従い、付与されたポイント数の80%に相当する株数の当社株式（単元未満株数は切り捨て）が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、本BIP信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中における業績目標の未達成等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式付与制度として本BIP信託を継続利用するか、本BIP信託から委託者に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本BIP信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社およびBIP信託対象者と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 当社は、本株主総会で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本BIP信託に対し、自社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本制度を継続する可能性があります。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

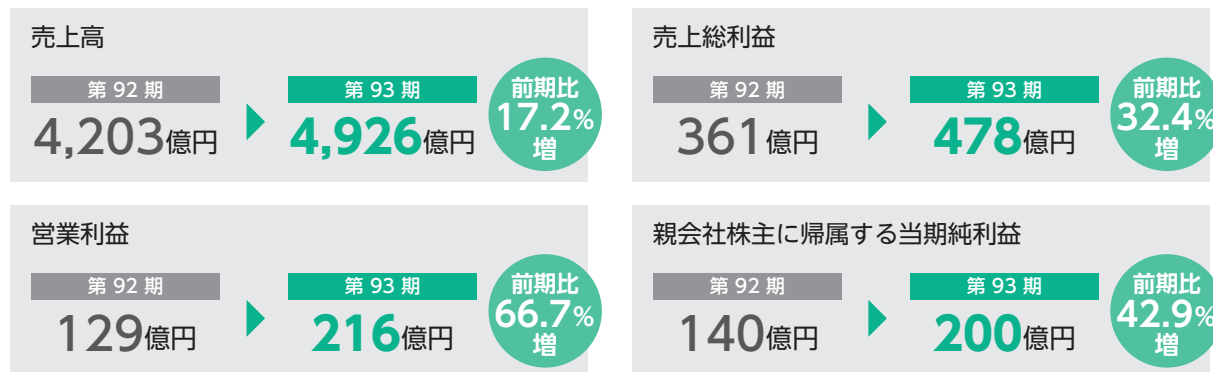
(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）におけるわが国の経済は、新興国経済の成長鈍化などの下振れ懸念が高まりつつあるものの、雇用情勢や企業収益が底堅い動きを見せるなど、緩やかな回復基調が続いております。

建設業界においては、官公庁工事が減少に転じた一方で、製造業を中心に民間工事の受注が堅調に推移したことにより、全体としては前年度並みの水準となりました。

このような状況の中、当社グループの業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高につきましては、主に当社における完成工事高が増加したことにより、4,926億円（前連結会計年度比17.2%増）となりました。利益面につきましては、主要事業である建設事業を取り巻く環境は先行き不透明な状況が続いておりますが、採算重視の受注方針の徹底等により、売上総利益率が9.7%と前連結会計年度比1.1ポイント上昇したことから売上総利益は478億円（前連結会計年度比32.4%増）となりました。一方、販売費及び一般管理費につきましては、261億円と前連結会計年度比13.2%増加し、営業利益は216億円（前連結会計年度比66.7%増）となり、経常利益は237億円（前連結会計年度比60.1%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、減損損失12億円等を特別損失に計上した結果、200億円（前連結会計年度比42.9%増）となりました。

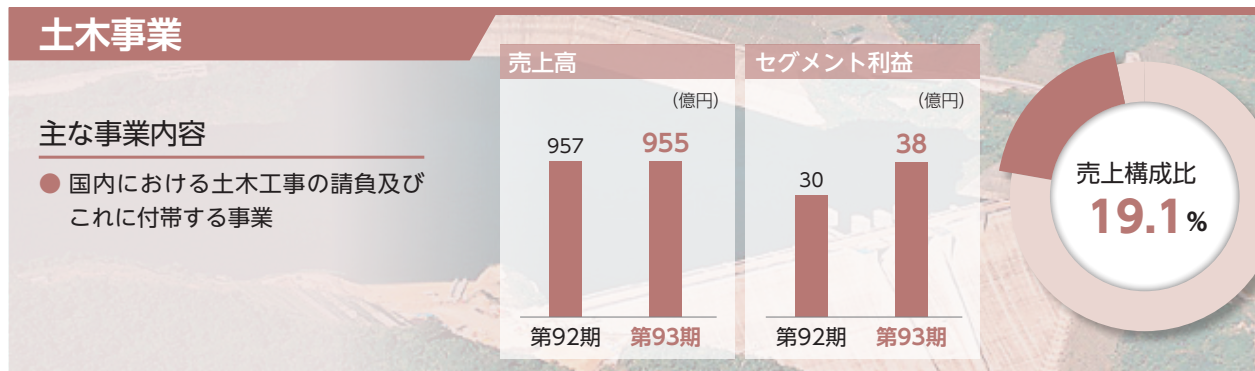
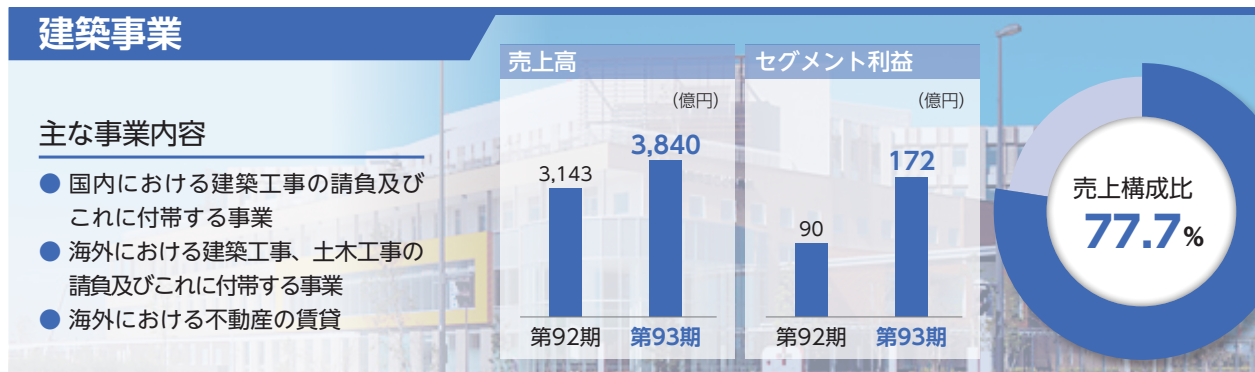


事業の種類別セグメントにおける業績は次のとおりであります。

[建築事業および土木事業]

建築事業および土木事業におきましては、施工を核として建設物のライフサイクル全般にわたり、事業の展開を図ってまいりました。

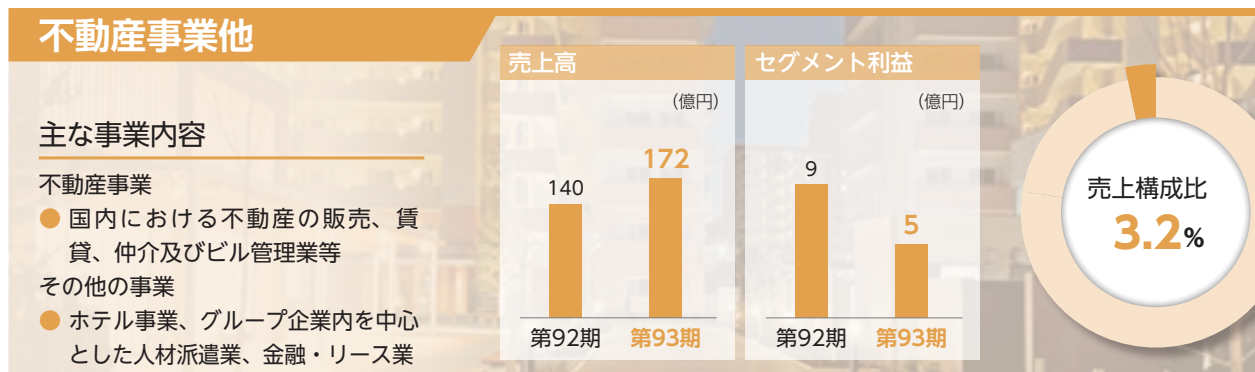
この結果、建築事業の売上高は3,840億円となり、セグメント利益は172億円となりました。また土木事業の売上高は955億円となり、セグメント利益は38億円となりました。



[不動産事業他]

不動産事業におきましては、保有する土地・建物の有効利用を図るとともに、賃貸ならびに建築事業および土木事業に付帯する販売を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高は161億円、セグメント利益は5億円となりました。

また、その他の事業としましては、子会社によるホテル業、グループ企業内を中心とした人材派遣業、金融・リース業を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高は10億円、セグメント損失は3百万円となりました。



なお、当社個別の部門別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

当社個別の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建築事業	413,417	309,289	362,290	360,415
土木事業	162,117	103,569	93,274	172,412
(小計)	575,534	412,859	455,565	532,827
不動産事業	—	7,910	7,910	—
合計	575,534	420,769	463,476	532,827

当期の主な受注工事

- ・(株)永坂産業 (仮称) 京橋一丁目東地区永坂産業京橋ビル新築工事
- ・新日鉄興和不動産(株) (仮称) 日鐵日本橋ビル建替計画新築工事
- ・(独)桑名市総合医療センター 桑名市総合医療センター建築工事
- ・(学)東洋大学 (仮称) 東洋大学赤羽台キャンパス新校舎建設工事
- ・日本郵便(株) 中国東部郵便処理施設 (仮称) 新築工事
- ・野村不動産(株) (仮称) Landport小牧新築工事
- ・オリックス(株) (仮称) 山王プロジェクト建設工事
- ・(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 相鉄・東急直通線、綱島トンネル他
- ・宮城県 津谷川外河川災害復旧工事 (その4)
- ・兵庫県神戸市 西部処理場北系水処理施設築造工事 (土木)

当期の主な完成工事

- ・西富久地区市街地再開発組合 西富久地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物等建設工事
- ・国家公務員共済組合連合会 (仮称) 高齢者総合サポートセンター・九段坂病院合築整備工事
- ・(株)ツカダ・グローバルホールディング (仮称) ベストブライダルささしまプロジェクト
- ・愛知県 愛知総合工科高等学校建設工事
- ・曳舟第3地区再開発組合 京成曳舟駅前第三地区第一種市街地再開発事業施設建築物等建設
- ・神奈川県茅ヶ崎市 茅ヶ崎市役所新庁舎建設工事
- ・(株)ニチレイロジグループ本社 株式会社ロジスティクス・ネットワーク船橋物流センター新增設工事
- ・国土交通省東北地方整備局 国道45号 矢本石巻道路下部工工事
- ・国土交通省近畿地方整備局 近畿自動車道紀勢線と深川トンネル他工事
- ・環境省 平成26年度 (平成25年度繰越) 浪江町除染等工事 (その3)

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は約72億円で、このうち主なものは、賃貸事業用土地・建物等の取得、改修および建設機械の更新等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において当社は、平成27年9月9日に第1回無担保社債（5年債）50億円及び第2回無担保社債（7年債）50億円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、「喜び」を実現する企業グループ」を目指し、平成33年に迎える創立140周年に向け『戸田建設グループ グローバルビジョン』を経営目標として掲げ、その実現に向けたフェーズⅠに位置づく「生産性No.1」と「成長への基盤」の実現を基軸に据えた、2017年度を最終年度とする「中期経営計画2017」を平成27年5月に策定、その計画達成に向け各施策を実施してまいります。

また、平成28年3月期において最終年度（2017年度）の業績目標を前倒し達成したこととともない、最終年度の業績目標を上方修正いたしました。

〔中期経営計画2017〕（要旨）

1. 既成概念の破壊と新価値・システムの創造を通じて、下記2点の実現を目指す。

- ① 生産性No.1 : ゼネコン業界トップクラスの高い生産性の確立
- ② 成長への基盤 : 事業領域の拡大と建設とのシナジーの追求

2. 2017年度 グループ業績目標（見直し後）

(1) 連結売上高・営業利益等

区分	2016年度計画	2017年度目標
連結売上高	4,450億円	4,800億円 程度
営業利益	185億円	200億円 以上
営業利益率	4.2%	4.2% 以上
労働生産性（個別）*	1,300万円	1,320万円 以上

*労働生産性＝付加価値額（営業利益＋総額人件費）÷社員数（期中平均、派遣社員等を含む）

(2) 事業別売上高・利益

	2016年度計画	2017年度目標	長期目標*
連結売上高	4,450億円	4,800億円	
国内建築	3,090億円	3,300億円	
国内土木	980億円	1,000億円	
投資開発	45億円	50億円	
海外	148億円	200億円	
国内グループ会社	340億円	400億円	
連結消去	△153億円	△150億円	
営業利益	185億円 [100.0]	200億円 [100.0]	[100.0]
国内建築	140億円 [75.7]	140億円 [70.0]	[50.0]
国内土木	40億円 [21.6]	45億円 [22.5]	[15.0]
投資開発	1億円 [0.5]	2億円 [1.0]	[15.0]
海外	△7億円 [△3.7]	5億円 [2.5]	[10.0]
国内グループ会社	11億円 [5.9]	8億円 [4.0]	[10.0]
連結消去	— [—]	— [—]	[—]

※ []は構成比率

※ 長期目標は、2021年以降を視野に入れた経営の方向性

(3) 株主還元

	2015年度予定	2017年度目標
配当性向	15.3%	20%～30%

※上記を踏まえ、継続性及び安定性を勘案の上で決定

3. 中期重点施策（方針）

(1) 生産性No.1

- ・特命・設計施工の拡大、差別化技術の開発・適用、購買手法の改善等により、価値創造力とコスト競争力の強化を図る。

- 省力化施工、BIM (Building Information Modeling) の推進、業務改革とICT再構築 (BPR : Business Process Re-engineering)、協力会社との協働拡大等により、消化能力と業務スピードの向上を図る。

(2) 成長への基盤

- ① 投資開発 (2017年度以降に投資本格化)
 - 社有不動産 (工作所等) の有効活用
 - 本社ビル建替えプロジェクトの推進
 - 新規事業投資 (医療、農業、環境・エネルギー等)
- ② 海外 (売上高目標 : 2017年度 200億円、2020年度 400億円)
 - 現地法人の見直し、進出地域の拡大
 - 開発事業 (環境事業、スマートシティ等) への取り組み
- ③ 国内グループ会社 (売上高目標 : 2017年度 400億円、2020年度 450億円)
 - グループ連携の強化によるコア顧客の確保
 - リニューアル需要に対する体制整備

(3) 投資需要への対応

- キャッシュ・フローの改善及び適正な内部留保の確保 (安定的に自己資本比率35%以上) により投資需要に対応することを基本とする。
- 本社建替え、新規事業等の大型投資については、今後、投資額の算定とともに、財務の健全性と効率性を勘案の上、外部調達等を適宜検討、実施していく。

4. 長期目標に向けて

- 前記2-(2)の「長期目標」の達成に向けて、ROE (自己資本利益率、長期的に8%以上) を一層重視し、競争力の強化と高収益・成長事業への投資をフェーズⅡ (2018年度~2020年度) より加速していく。

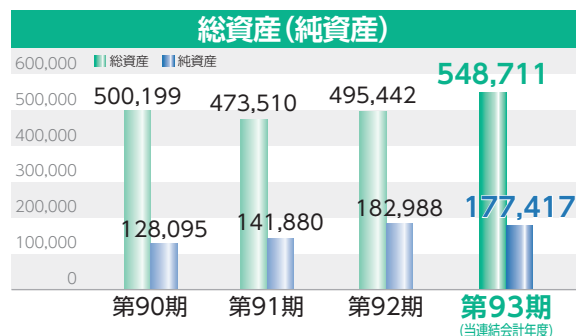
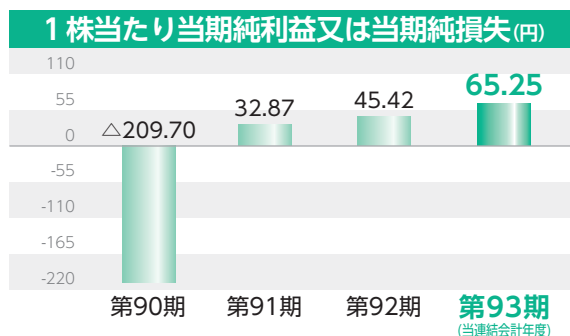
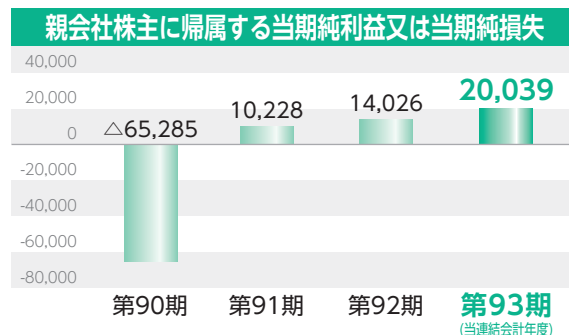
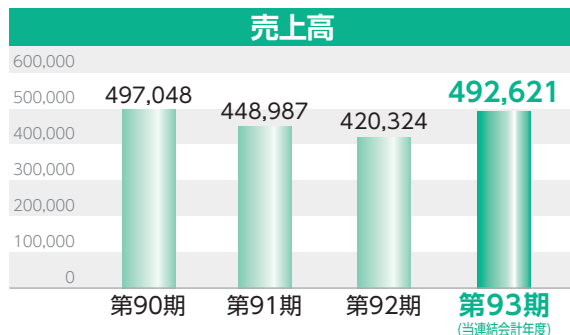
[投資の方向性] 生産性革新技術、ICTへの継続投資

投資開発、海外事業への人員シフト、資金投入

建設周辺企業 (異業種企業) との提携、M&A促進 等

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移 (単位：百万円)

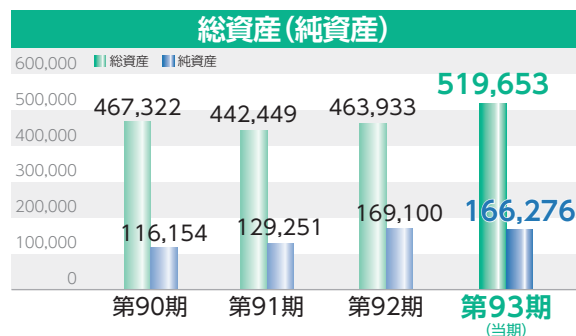
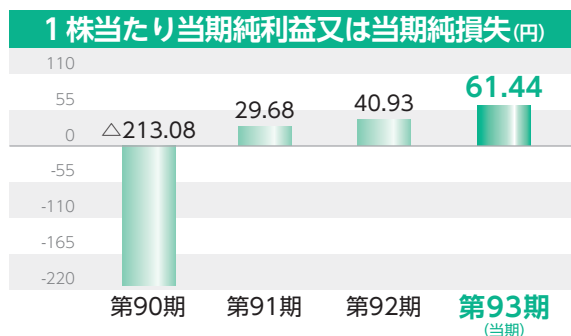
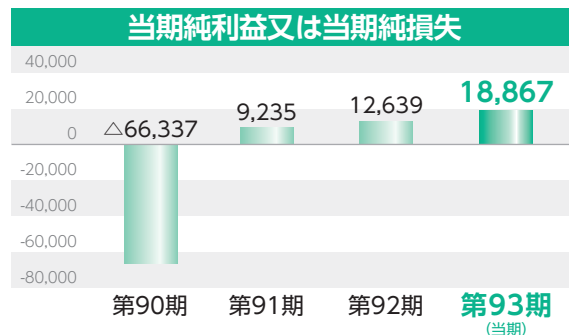
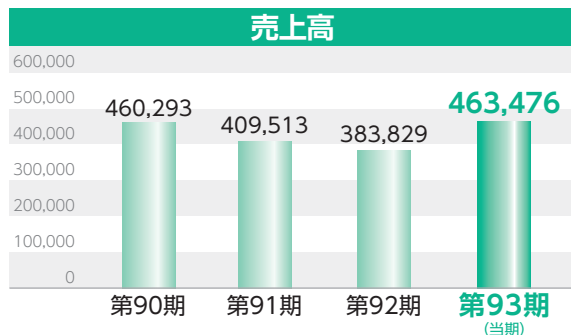


(単位：百万円)

区分	平成24年度 第90期	平成25年度 第91期	平成26年度 第92期	平成27年度 第93期 (当連結会計年度)
売上高	497,048	448,987	420,324	492,621
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△65,285	10,228	14,026	20,039
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	△209.70円	32.87円	45.42円	65.25円
総資産 (純資産)	500,199 (128,095)	473,510 (141,880)	495,442 (182,988)	548,711 (177,417)

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失(△)」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)」としております。

②当社の財産および損益の状況の推移 (単位：百万円)



(単位：百万円)

区分	平成24年度 第90期	平成25年度 第91期	平成26年度 第92期	平成27年度 第93期 (当事業年度)
受注高	346,775	462,626	455,516	420,769
売上高	460,293	409,513	383,829	463,476
当期純利益又は当期純損失(△)	△66,337	9,235	12,639	18,867
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△213.08円	29.68円	40.93円	61.44円
総資産 (純資産)	467,322 (116,154)	442,449 (129,251)	463,933 (169,100)	519,653 (166,276)

(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
戸田ビルパートナーズ株式会社	100百万円	86.7%	不動産業・ビル管理業・建設業・保険代理業
戸田道路株式会社	100百万円	67.0%	建設業（道路舗装・一般土木）

連結子会社は、上記の2社を含めて15社であります。

②その他

主な技術提携の状況

ネステオイル社（フィンランド）とエネルギー地下貯蔵技術、フォルツム社（フィンランド）と放射性廃棄物処分技術に関する技術提携を行っております。

(7) 主要な事業内容 （平成28年3月31日現在）

事業区分	事業の内容
建築事業	オフィスビル等の建築一式工事に関する調査、企画、設計、監理、施工等に関する事業
土木事業	トンネル等の土木一式工事に関する調査、企画、設計、監理、施工等に関する事業
不動産事業	不動産の売買・賃貸その他不動産全般に関する事業
その他の事業	貸金業、人材派遣業、リース業およびホテル業

(8) 主要な事業所等 (平成28年3月31日現在)

① 当社

本店 東京都中央区京橋一丁目7番1号

支店

東京支店 (東京都中央区)

名古屋支店 (名古屋市)

首都圏土木支店 (東京都中央区)

札幌支店 (札幌市)

千葉支店 (千葉市)

東北支店 (仙台市)

関東支店 (さいたま市)

広島支店 (広島市)

横浜支店 (横浜市)

四国支店 (高松市)

大阪支店 (大阪市)

九州支店 (福岡市)

筑波技術研究所 (つくば市)

海外営業所および駐在員事務所

東南アジア統括事務所 (タイ)

ヤンゴン営業所 (ミャンマー)

ジャカルタ駐在員事務所 (インドネシア)

シンガポール営業所 (シンガポール)

② 子会社

株式会社アペックエンジニアリング (埼玉)

アメリカ戸田建設株式会社 (アメリカ)

千代田建工株式会社 (東京)

ブラジル戸田建設株式会社 (ブラジル)

戸田道路株式会社 (東京)

戸田建設工程 (上海) 有限公司 (中国)

戸田ビルパートナーズ株式会社 (東京)

タイ戸田建設株式会社 (タイ)

戸田ファイナンス株式会社 (東京)

ベトナム戸田建設有限会社 (ベトナム)

東和観光開発株式会社 (広島)

戸田フィリピン株式会社 (フィリピン)

千代田スタッフサービス株式会社 (東京)

ABTD株式会社 (フィリピン)

五島フローティングウィンドパワー合同会社 (長崎)

(9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,742名	75名減

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,823名	38名減

(10) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	21,237百万円
株式会社みずほ銀行	9,221百万円
株式会社三井住友銀行	4,715百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,507百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,469百万円

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	759,000,000株
(2) 発行済株式の総数	322,656,796株
(3) 株主数	11,533名
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
大一殖産株式会社	38,315千株	12.47%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	15,780千株	5.13%
戸田 秀茂	14,262千株	4.64%
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,496千株	3.74%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	9,391千株	3.05%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	8,704千株	2.83%
株式会社みずほ銀行	7,107千株	2.31%
三宅 良彦	7,027千株	2.28%
戸田 博子	6,611千株	2.15%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口)	6,002千株	1.95%

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式15,561千株があります。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成28年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
今井雅則	代表取締役社長	人財戦略室長
鞠谷祐士	代表取締役	管理本部長
秋場俊一	代表取締役	土木本部長
宮崎博之	代表取締役	建築本部長
戸田守道	取締役	価値創造推進室長
早川誠	取締役	建築工事統轄部長 (兼) 安全管理統轄部長
西澤豊	取締役	建築営業統轄部長
大友敏弘	取締役	総務部長 (兼) リスクマネジメント室長
植草弘	取締役	土木営業統轄部長
下村節宏	取締役	三菱電機(株)相談役 日本原子力発電(株)社外監査役
網谷駿介	取締役	
野々口悦生	常勤監査役	
西牧武志	常勤監査役	
鈴木勝利	監査役	弁護士 (弁護士法人 名川・岡村法律事務所) (学)東京音楽大学理事長
秋草史幸	監査役	三菱UFJ証券ホールディングス(株)相談役 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)顧問 萩原工業(株)社外取締役
神谷和彦	監査役	公認会計士 (神谷和彦公認会計士事務所) わらべや日洋(株)社外監査役 (株)ISホールディングス監査役

- (注) 1. 取締役下村節宏氏および網谷駿介氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役鈴木勝利氏、秋草史幸氏および神谷和彦氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役下村節宏氏、網谷駿介氏および監査役神谷和彦氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 4. 当社は各取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) 及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。
 5. 事業年度中に選任した取締役および監査役は以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
代表取締役	宮崎 泰		平成27年6月26日
監査役	鍛冶 良明	鍛冶法律事務所	平成27年6月26日

(ご参考)

当社では執行役員制度を導入しております。平成28年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

* 執行役員社長	今 井 雅 則	執行役員	深 代 尚 夫
* 専務執行役員	鞠 谷 祐 士	執行役員	松 島 孝 悟
* 専務執行役員	秋 場 俊 一	執行役員	澁 谷 由 規
* 専務執行役員	宮 崎 博 之	執行役員	大 内 仁
* 専務執行役員	戸 田 守 道	執行役員	郡 司 敏 明
* 常務執行役員	早 川 誠	執行役員	三 宅 正 人
* 常務執行役員	西 澤 豊	執行役員	窪 田 浩 一
* 常務執行役員	大 友 敏 弘	執行役員	浅 野 均
* 常務執行役員	植 草 弘	執行役員	長 田 眞 一
常務執行役員	福 島 克 彰	執行役員	藤 田 謙
常務執行役員	光 用 薫	執行役員	縣 俊 明
常務執行役員	山 本 嘉 彦	執行役員	若 林 英 実
常務執行役員	高 橋 浩 一	執行役員	山 寄 俊 博
執行役員	山 田 裕 之	執行役員	徳 久 光 彦
執行役員	横 溝 祐 次	執行役員	古 賀 孝 三
執行役員	平 田 俊 男	執行役員	舘 野 孝 信
執行役員	岡 部 健 一		

(注) *は取締役兼務者です。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	12人	288百万円	(うち社外	2人	20百万円)
監査役	6人	57百万円	(うち社外	4人	22百万円)

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
下村 節 宏	三菱電機(株)相談役 日本原子力発電(株)社外監査役	特別な取引関係はありません。
鈴木 勝 利	弁護士（弁護士法人 名川・岡村法律事務所） （学）東京音楽大学理事長	特別な取引関係はありません。
秋草 史 幸	三菱UFJ証券ホールディングス(株)相談役 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)顧問	同社は当社の主幹事証券会社およびその親会社であります。
	萩原工業(株)社外取締役	特別な取引関係はありません。
神谷 和 彦	公認会計士（神谷和彦公認会計士事務所） わらべや日洋(株)社外監査役 (株)ISホールディングス監査役	特別な取引関係はありません。

②社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
下村 節 宏	取締役会19回のすべてに出席し、会社の経営者としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
網谷 駿 介	取締役会19回のすべてに出席し、会社の経営者としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
鈴木 勝 利	取締役会19回のうち17回に、監査役会20回のうち17回に出席しており、弁護士としての専門的な見地および法人経営者としての見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
秋草 史 幸	取締役会19回のすべてに、監査役会20回のすべてに出席しており、会社の経営者としての見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
神谷 和 彦	就任後開催の取締役会14回のすべてに、監査役会14回のすべてに出席しており、公認会計士としての専門的な見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

青南監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額

50百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間および報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外のコンフォートレター作成業務を委託しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められたる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社取締役は、経営方針並びに企業行動憲章に掲げる理念に基づき、その職務を適正に執行する。また、取締役会を原則、月一回開催し、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行うほか、以下の体制を定め、会社業務の適正を確保する。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他情報につき、情報管理基本方針に則り情報管理規程等、各社内規程の定めに従い、適切に保存及び管理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理基本マニュアルに基づき、個別リスク毎に責任部門等を定め、会社全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
- ② 経営会議及び戦略会議を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を審議する。
- ③ 業務執行にあたっては、職制規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等を定める。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①社長を委員長とする本社コンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンスに関する重要方針を審議する。また、支店コンプライアンス委員会、担当部門、企業倫理ヘルプライン等によるグループ行動規範に基づく行動の監視、コンプライアンス教育の推進など、コンプライアンスの浸透に向けた施策を実施する。
- ②内部監査部門として監査室を置く。監査室は定期的に社内各部門の業務状況の監査を実施し、監査結果は取締役会及び監査役会へ報告する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社に適用する行動理念・指針として「戸田建設グループ企業行動憲章」・「戸田建設グループ行動規範」を定め、グループ一体となったコンプライアンス体制を整備する。
- ②定期的にグループ統括会議を開催し、グループ会社との情報共有等を行うと共に、関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づき、経営上の重要事項に関して事前承認、報告を求め、管理する。
- ③グループ会社に、危機管理基本マニュアルに基づく個別の危機管理体制の整備、運用、及び重大事案等に関する適切な報告を求める。
- ④グループ会社の日常的モニタリングを行う部門としてグループ統括室及び海外事業部管理部を置き、関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づきグループ会社への支援、指導を実施すると共に、経営上重要な事項については当社取締役会に報告する。
- ⑤監査室によるグループ会社への業務監査を適宜実施し、監査結果を当社取締役会及び監査役会に報告する。また、法務部によるコンプライアンス教育の実施、企業倫理ヘルプラインの設置等により、コンプライアンス体制の実効性を確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する部門として監査役室を置く。監査役室は監査役会直属の組織とし、監査役室の人事、組織変更等については、あらかじめ監査役会又は監査役会が指名する監査役の意見を求める。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの業績に重要な影響を与える事実を知ったとき、直ちに当社監査役会に報告する。また、前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社取締役及び使用人並びにグループ会社取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 前項の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債権の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生じた費用又は債務は、その請求に基づき速やかに処理する。

(9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役、会計監査人と定期的に経営情報を共有する機会を設ける。また、各種会議への出席の機会を設けると共に、適宜内容の報告を行う。

監査室は、監査役が職務を執行するにあたり、緊密な関係を保ち、協力する。

【当該体制の運用状況の概要】

当社では、上記方針に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました主な取り組みの概要は以下のとおりです。

(コンプライアンスに関する取り組み)

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会が主導して、「戸田建設グループ 企業行動規範」をはじめとした関連規程の整備、報告・相談窓口（企業倫理ヘルプライン）の設置・運用、教育啓発活動（eラーニング研修等各集合研修）を継続的に実施しています。

当期の主な活動としては、上記の継続的諸施策・活動に加えて、コンプライアンスの諸施策・活動に関して、その効果を客観的に確認し更なる改善を図るためにグループ全社に対してコンプライアンス意識調査アンケートを実施し、各社及び協力会社から意見を聴取し、理解度を確認しました。

(リスク管理に関する取り組み)

代表取締役社長直轄のリスクマネジメント室とコンプライアンス委員会が連携して、経営目標の達成と事業活動に重大な悪影響を及ぼすリスクを把握し、リスク低減策を策定、実行するとともに、万一リスクが顕在化した場合の被害・損害をできる限り小さくするために必要な備えを部門横断的に実施しています。

当期においても、期初に各部門毎に抽出したリスクをリスク抽出リストとしてまとめ、その中から、当社グループにとって重要な重点管理リスクを選定し、優先的に対応していく体制を整備しています。また、9月をリスク管理月間として全員参加型のミーティングによる日常業務の中でのリスクの総点検を行い、危機の発生の未然防止を図りました。

(子会社管理に関する取り組み)

子会社が当社に対し事前承認を求める、または報告すべき事項を定めた関係会社管理規程に基づき、必要に応じて子会社から当社に対し付議・報告がなされています。また、子会社の経営内容及び経営方針を当社に対して報告・説明する定例会議においても、付議基準に基づき、必要に応じて付議・報告が行われました。また、規程などに基づき付議・報告がなされていることについては監査室や会計監査人が往査や評価を行い、子会社管理を所管するグループ統括室が、その報告を受けることにより確認しております。

(監査役監査に関する取り組み)

監査役は、取締役会のほか監査役が必要と認める重要会議への出席、事業部門、各支店及び作業所などへの往査・ヒアリング、当社及び当社の重要な子会社の代表取締役との面談などを行いました。

会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告（年次）及び会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領並びに情報交換・意見交換を行うほか、会計監査人の選定に関わる協議も実施しました。

また、社内監査部門である監査室とは、定期的及び必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図りました。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえば利害関係者との良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

①当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1881年の創業以来、「品質・工期・安全に最善を尽くす」ことを社是とし、「建設を通じた社会福祉の増進への貢献」「社会の信用を基とした社業の発展」「堅実な経営による適正利益確保を基とした社業の安定」を経営方針に掲げ、顧客をはじめとする各利害関係者に対する幅広いサービスの提供と長年の実績に裏打ちされた信頼関係の構築により、高い評価を得てきております。

このような当社及び当社グループの企業価値の主な源泉は、技術力とノウハウに培われた品質の高い生産物の提供や、創業以来の実績に裏打ちされた利害関係者の皆様との信頼関係、そしてこれら当社の企業文化を支える従業員、さらには長年当社と共に歩んできた協力会社との良好なパートナーシップ等にあると考えております。

これら当社グループの取組みの積み重ねが当社の企業価値を生み出しており、この企業文化を継続・発展させることが当社の企業価値を高め、ひいては株主共同の利益を最大限に引き出すことにつながっていくものと考えております。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年6月27日開催の当社第91回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）を継続することに関して決議を行い、株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応策の概要は次のとおりです。

ア 本対応策に係る手続き

a 対象となる大規模買付等

本対応策は以下の(a)又は(b)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本対応策に定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (a) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- (b) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

b 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等の際して本対応策に定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

c 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を日本語で提供していただきます。

d 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(a) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(b) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(a)、(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様へ開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

e 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができるものとします。

(a) 買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(b) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。ただし手続きが遵守されている場合でも、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告する場合があります。

f 取締役会の決議

当社取締役会は、eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとしします。

g 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 f の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとしします。

h 大規模買付等の開始

買付者等は、本対応策に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとしします。

イ 本対応策における対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記ア f に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うこととしします。

ウ 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の有効期間は、平成26年6月27日開催の第91回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本対応策を修正し、又は変更する場合があります。

(3) 上記(2)の取組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、「中期経営計画」及びそれに基づく施策は当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、(1)の基本方針に沿うものと判断しております。また、次の理由から上記(2)②の取組みについても上記(1)の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

①買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

②当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、当社株式等に対する大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするものです。

③株主意思を重視するものであること

当社は、本対応策の継続に関する株主の意思を確認するため、平成26年6月27日に開催された第91回定時株主総会において本対応策の継続に関する議案を付議し、その承認可決を受けております。また、本対応策の有効期間は平成29年6月開催予定の当社第94回定時株主総会終結時までであり、また、その有効期間の満了前に開催される当社株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策も当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本対応策の運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、本対応策の透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、上記(2)②アに記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑥デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(2)②ウに記載のとおり、本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。

また、当社は期差任期制を採用しておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	311,747	流動負債	268,069
現金預金	54,768	支払手形・工事未払金等	149,638
受取手形・完成工事未収入金等	211,237	短期借入金	34,588
有価証券	119	未払法人税等	2,774
販売用不動産	15,830	未成工事受入金	38,455
未成工事支出金	16,120	賞与引当金	6,320
その他のたな卸資産	990	完成工事補償引当金	2,237
繰延税金資産	195	工事損失引当金	2,421
その他	14,093	預り金	18,134
貸倒引当金	△1,608	その他	13,497
固定資産	236,964	固定負債	103,224
有形固定資産	72,344	社債	10,000
建物・構築物	11,560	長期借入金	35,131
機械、運搬具及び工具器具備品	625	繰延税金負債	24,224
土地	59,743	再評価に係る繰延税金負債	7,708
リース資産	159	役員退職慰労引当金	149
建設仮勘定	255	関係会社整理損失引当金	400
無形固定資産	6,075	退職給付に係る負債	22,515
投資その他の資産	158,544	資産除去債務	182
投資有価証券	154,840	その他	2,910
長期貸付金	614	負債合計	371,293
退職給付に係る資産	240	純資産の部	
繰延税金資産	389	株主資本	117,178
その他	2,923	資本金	23,001
貸倒引当金	△463	資本剰余金	25,587
		利益剰余金	76,825
		自己株式	△8,236
		その他の包括利益累計額	57,840
		その他有価証券評価差額金	55,038
		繰延ヘッジ損益	△25
		土地再評価差額金	6,665
		為替換算調整勘定	△545
		退職給付に係る調整累計額	△3,292
		非支配株主持分	2,398
		純資産合計	177,417
資産合計	548,711	負債純資産合計	548,711

連結損益計算書 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	475,433	
不動産事業等売上高	17,188	492,621
売上原価		
完成工事原価	430,601	
不動産事業等売上原価	14,214	444,815
売上総利益		
完成工事総利益	44,831	
不動産事業等総利益	2,974	47,805
販売費及び一般管理費		26,176
営業利益		21,629
営業外収益		
受取利息	389	
受取配当金	2,306	
保険配当金	224	
その他	379	3,299
営業外費用		
支払利息	963	
支払手数料	179	
その他	62	1,205
経常利益		23,723
特別利益		
固定資産売却益	277	
投資有価証券売却益	563	
訴訟損失引当金戻入額	281	
その他	21	1,144
特別損失		
固定資産売却損	11	
固定資産廃棄損	573	
減損損失	1,271	
投資有価証券売却損	17	
投資有価証券評価損	64	
その他	0	1,937
税金等調整前当期純利益		22,929
法人税、住民税及び事業税	3,058	
法人税等調整額	△314	2,744
当期純利益		20,185
非支配株主に帰属する当期純利益		145
親会社株主に帰属する当期純利益		20,039

連結株主資本等変動計算書 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,001	25,504	59,155	△8,212	99,449
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,149		△2,149
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,039		20,039
自己株式の取得				△23	△23
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		82			82
土地再評価差額金の取崩			△219		△219
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	82	17,669	△23	17,729
当期末残高	23,001	25,587	76,825	△8,236	117,178

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	74,942	3	6,017	40	91	81,095	2,443	182,988
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△2,149
親会社株主に帰属する 当期純利益								20,039
自己株式の取得								△23
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								82
土地再評価差額金の取崩								△219
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△19,903	△29	647	△586	△3,383	△23,254	△44	△23,299
連結会計年度中の変動額合計	△19,903	△29	647	△586	△3,383	△23,254	△44	△5,570
当期末残高	55,038	△25	6,665	△545	△3,292	57,840	2,398	177,417

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	287,735	流動負債	256,690
現金預金	40,686	支払手形	6,623
受取手形	2,728	電子記録債務	38,631
完成工事未収入金	203,785	工事未払金	100,346
有価証券	119	短期借入金	31,155
販売用不動産	14,215	リース債務	61
未成工事支出金	13,644	未払法人税等	2,389
不動産事業支出金	237	未成工事受入金	37,164
未収入金	1,015	預り金	16,845
立替金	6,865	賞与引当金	6,060
その他	6,106	完成工事補償引当金	2,135
貸倒引当金	△1,670	工事損失引当金	2,399
固定資産	231,918	従業員預り金	6,014
有形固定資産	65,952	その他	6,862
建物・構築物	9,530	固定負債	96,685
機械・運搬具	219	社債	10,000
工具器具・備品	285	長期借入金	31,722
土地	55,539	リース債務	97
リース資産	156	繰延税金負債	24,812
建設仮勘定	221	再評価に係る繰延税金負債	7,708
無形固定資産	6,061	退職給付引当金	19,846
投資その他の資産	159,903	役員退職慰労引当金	100
投資有価証券	149,266	関係会社事業損失引当金	189
関係会社株式・関係会社出資金	5,937	資産除去債務	146
長期貸付金	716	その他	2,061
長期前払費用	14	負債合計	353,376
前払年金費用	2,255	純資産の部	
その他	2,289	株主資本	104,622
貸倒引当金	△575	資本金	23,001
		資本剰余金	25,573
		資本準備金	25,573
		利益剰余金	64,283
		利益準備金	5,750
		その他利益剰余金	58,533
		別途積立金	36,774
		繰越利益剰余金	21,758
		自己株式	△8,236
		評価・換算差額等	61,654
		その他有価証券評価差額金	55,014
		繰延ヘッジ損益	△25
		土地再評価差額金	6,665
		純資産合計	166,276
資産合計	519,653	負債純資産合計	519,653

損益計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	455,565	
不動産事業売上高	7,910	463,476
売上原価		
完成工事原価	412,791	
不動産事業売上原価	6,622	419,414
売上総利益		
完成工事総利益	42,774	
不動産事業総利益	1,287	44,062
販売費及び一般管理費		23,581
営業利益		20,480
営業外収益		
受取利息	54	
受取配当金	2,357	
保険配当金	224	
その他	352	2,989
営業外費用		
支払利息	913	
支払手数料	175	
その他	67	1,156
経常利益		22,312
特別利益		
固定資産売却益	90	
投資有価証券売却益	563	
訴訟損失引当金戻入額	281	
その他	19	954
特別損失		
固定資産売却損	11	
固定資産廃棄損	556	
減損損失	1,235	
投資有価証券売却損	17	
投資有価証券評価損	44	
関係会社株式評価損	103	
その他	0	1,968
税引前当期純利益		21,299
法人税、住民税及び事業税	2,426	
法人税等調整額	4	2,431
当期純利益		18,867

■ 株主資本等変動計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	23,001	25,573	5,750	26,774	15,260	47,785
事業年度中の変動額						
別途積立金の積立				10,000	△10,000	—
剰余金の配当					△2,149	△2,149
当期純利益					18,867	18,867
自己株式の取得						
土地再評価差額金の取崩					△219	△219
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	10,000	6,498	16,498
当期末残高	23,001	25,573	5,750	36,774	21,758	64,283

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△8,212	88,147	74,932	3	6,017	80,953	169,100
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立		—					—
剰余金の配当		△2,149					△2,149
当期純利益		18,867					18,867
自己株式の取得	△23	△23					△23
土地再評価差額金の取崩		△219					△219
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△19,917	△29	647	△19,298	△19,298
事業年度中の変動額合計	△23	16,474	△19,917	△29	647	△19,298	△2,823
当期末残高	△8,236	104,622	55,014	△25	6,665	61,654	166,276

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

戸田建設株式会社
取締役会 御中

青南監査法人

代表社員 公認会計士 笠井幸夫 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小平修 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、戸田建設株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、戸田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

戸田建設株式会社
取締役会 御中

青南監査法人

代表社員 公認会計士 笠井幸夫 ㊞
業務執行社員代表社員 公認会計士 小平修 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、戸田建設株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

戸田建設株式会社 監査役会

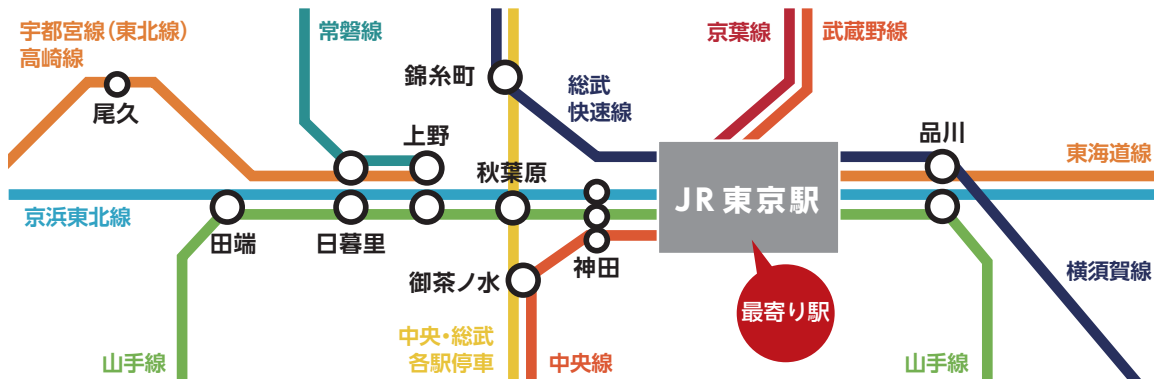
常勤監査役	野々口	悦生	Ⓔ
常勤監査役	西牧	武志	Ⓔ
監査役(社外監査役)	鈴木	勝利	Ⓔ
監査役(社外監査役)	秋草	史幸	Ⓔ
監査役(社外監査役)	神谷	和彦	Ⓔ

以上

第93回定時株主総会会場ご案内図



交通機関のご案内



東京駅からの経路(徒歩5分)

- 1 JR東京駅 八重洲中央口をでましたら、八重洲通りを道なりに直進してください。
- 2 中央通りを右折してください。
- 3 左手に当社の入口がございます。

会場

東京都中央区京橋一丁目7番1号
TODA BUILDING 7階
TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター
ホール7C
電話 (03) 3535-1357

会場内は禁煙となっておりますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

